

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】 馬場 淳

【所属】（助成決定時）

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所ジュニアフェロー

【研究題目】

国際人権レジーム下におけるパプアニューギニアの社会的再編をめぐる人類学的研究

【研究の目的】

本研究の目的は、申請者がこれまで調査研究を行ってきた南西太平洋のパプアニューギニア・マヌス島を事例に、国際人権レジームの浸透に伴うパプアニューギニアの社会的再編の過程と実践を実証的に明らかにすることである。具体的には、ジェンダー・バイオレンス、とりわけ「配偶者・パートナーからの暴力」（ドメスティック・バイオレンス、以下 DV）に焦点を当て、地域の社会文化と国際人権レジームの（深刻な軋轢も含めた）多元的な相互作用を検討する。なお国際人権レジームとは、国連憲章、世界人権宣言と二つの国際人権規約（いわゆる社会権規約と自由権規約）、その他ジェノサイド、女性、児童など個別分野の条約からなる人権保障の国際体制を意味する。

【研究の内容・方法】

本研究の内容は、パプアニューギニアの社会的再編を分析にするにあたって、以下のように二つの側面からアプローチする。

**研究内容①**国際人権レジームのローカル化：国際人権レジームの成立過程を踏まえた上で、それらが個別の国・地域の法／法制度のなかに具現していくマクロな過程と、地域住民がそれらを受容し、解釈・翻訳を通じて自分たちの「モノ」にしていくミクロな過程の双方を実証的に明らかにする。

**研究内容②**国際人権レジームが地域社会に与える影響：近代西洋起源の人権概念と制度が地域社会に入り込むことで、劇的な変化が引き起こされる可能性がある。その変化は、従来の「弱者」をエンパワーする、きわめて積極的な意義から、在地の社会関係、ジェンダー規範やアイデンティティとの解決しがたいコンフリクトまで含まれる。

研究内容②が焦点を当てる多様な矛盾や対立は、地域住民たちの翻訳的適応（研究内容①）では見えてこないものであり、その意味で二つの研究内容は相互補完的關係となる。

上記の研究目的を遂行する方法として、**研究方法①**：現地調査を行い（2月下旬～3月下旬）、参与観察、聞き取り調査、アンケート調査を組み合わせ、民族誌的資料の収集を行う。**研究方法②**：文献・史資料研究として、国内外で刊行されている、本研究課題に関する文献を収集・分析する。またパプアニューギニアでは、大学図書館、国立調査研究所、国立国会図書館、中央政府（ポートモレスビー）や州政府、裁判所に保管されている報告書・パンフレット、史資料などを閲覧・複写する。

以上を踏まえて、文献資料と調査資料を整理しつつ、統合・分析し、学術雑誌や一般書などに投稿・寄稿し、研究成果の迅速な公表に努める。

## 【結論・考察】

本研究では、文献研究と現地調査（32日間）にもとづき、以下のことを明らかにした。まずDVをめぐる国際人権レジームの成立からそれがパプアニューギニアの法制度に具現し、かつ地域社会に浸透していく過程を確認した（研究内容①）。地域社会への浸透に際しては、村落レベルの裁判に人権の啓蒙活動がおよび、現地の法慣習や裁判のあり方を変えつつあること、女性組織による人権・反DV活動の実態、そして住民へのアンケート調査によって、対象地域住民に人権概念が自分たちなりの翻訳を通じて広く共有されていることなどを確認した。また本研究では、2008年に制定された保護命令規則の運用実態に焦点を当て、この保護命令が地域社会にどのようなコンフリクトや意義をもつのかを、当事者や周囲の人々の解釈や対応という観点から詳細に検討した（研究内容②）。結果として、DVに苦しむ女性たちをこれ以上の暴力から保護するこの制度の重要性は強調してもしすぎることはないが、その一方で、保護命令が住民の生を支える社会関係を強制的に破壊する「暴力」になっていることも判明した。住民はこうしたアンビヴァレントな状況への対応に迫られているのが現状である。法曹界もさらなる制度改革の必要性に気付き始めているが、オーストラリアから直輸入したともいえるこの反DV制度と不可逆的に変わりつつあるパプアニューギニアの社会的実践とをいかに調整していくのかについての見通しはまだ立っていない。この点は、現地社会および調査者双方にとって、今後の課題として残されている。

